【令和６年4月27日～5月6日に限る特別規則】

下呂市観光交流センターご利用にあたって

 下呂市観光交流センター（以下「当施設」という。）は、下呂市により設置され、指定管理者として一般社団法人下呂温泉観光協会（以下「指定管理者」という）が運営する施設です。下呂市観光交流センター条例（以下「条例」という）及び下呂市観光交流センター条例施行規則（以下「規則」）を遵守・ご了解のうえ、利用してください。

更に指定管理者が独自に定めた事項及び、条例及び規則の中で特にご注意いただきたい点は以下の通りです。

 １．（利用できる人）

当施設を利用することができるのは、施設設置の趣旨に合致するご利用をする人です。

ただし、１８歳未満の方（高校生等を含む）は保護者等の同伴が必要になります。

 ２．（立ち入り）

当施設の利用状況を確認するため、利用中に指定管理者が立ち入りを行う場合があります。

 ３．（禁止事項）

当施設では、次の行為を行うことを禁止します。

（１）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為

（２）特定の政党の利害に関する活動

（３）特定の宗教を支持する活動、特定の教派・宗派・教団を支援する活動

（４）マルチ商法の説明会等、消費者保護上問題のある催し

（５）建物、設備、器具等を毀損するおそれがある行為

（６）暴力排除の趣旨に反する行為

（７）その他当施設の管理運営上、支障が出るおそれがある行為

４．（利用施設と利用料、利用条件）

　令和6年ゴールデンウイーク特別価格となります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 設　備 | 単　位 | 利用金額 |
| 利用料金 | 広　場 | １区画（3ｍ×3ｍ）1日当たり | １，０００円 |

　※下呂温泉観光協会会員は利用料無料

　・出店料として売上の10％を頂戴します。利用日ごとに売上の報告をいただき、後日請求書にて

お支払いください。

・水道利用については、清掃のみ利用可とします。

　・当施設で飲食物の販売をされる方は保健所の営業許可証をご提示ください。

５．（利用の予約と許可）

当施設を利用する際は、あらかじめ、下呂市観光交流センターで予約申し込みと事前打ち合わせを行ってください。

下呂市観光交流センター　＜予約受付時間＞ ９時００分～１７時００分

（０５７６）－２０－４１４６

その許可は予約日より７日以内に連絡するものとします。

６．（予約と利用料の支払いについて）

予約可能日：　　　利用日２日前まで

予約方法：　　　　午前9時から窓口での予約開始 ・電話予約はその翌営業日から開始

利用料、出店料：　5月6日以降に請求書発行

利用料の納入期限：請求書のとおり

支払方法：　　　　指定口座への振込又は下呂市観光交流センターでの現金払い

予約取消：　　　　不可（利用料の返金はありません）

７．（予約変更）

利用日時の異なる一予約当たり1 回の変更が可能です。

利用日７日前までに窓口で変更申請をしてください。

８．（予約取消）

次のような場合、予約を取り消します。

（１）下呂市の条例や規則に違反した場合

（２）施設の利用の権利を譲渡又は転貸するなど予約申請に偽りや不正があった場合

（３）災害その他不可抗力により、当施設が利用できなくなったとき

（４）その他指定管理者が不適切な利用と認める場合

指定管理者は、利用者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責は負いま

せん。

９．（予約抽選）

原則として先着順により受付を行いますが、予約日初日午前中に複数の申込があった場合は、予約

抽選会を行う事があります。

１０．（警察への照会）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定される「暴力団」の利益となる当施設の利

用を未然に防止するため、指定管理者は必要な場合、警察に照会を行う場合があります。

１１. （損害賠償）

利用者及び施設の入館者等が、自己の責任に帰すべき理由により施設に損害を与えたときは、その

損害を賠償しなければなりません。

ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し又は免除する場合が

あります。

１２.（その他）

（１）下呂市の定める条例、規則及び指定管理者の指示に従って使用してください。

（２）準備、後片付け等は、使用許可時間内に含みます。

（３）既に納めた使用料は、原則として還付いたしません。

上記７の変更の場合の利用時間の短縮を含みます。

（４）利用終了後は、広場の清掃・片付けを行ってください。

広場の利用時には、ブルーシートを敷くなど汚れが付着しないよう配慮してください。

汚れが付着してしまった場合は、利用者の責任において原状復帰していただきます。

（５）利用する際に出たゴミ類は、必ず利用者が持ち帰り処分してください。

（６）チラシ等により当施設を開催場所として不特定多数の者に催事への参加を呼び掛ける場合は、

事前に指定管理者へ相談をしてください。

（７）その他不明な点は、当館へお問い合わせ下さい。

　　　下呂市観光交流センター　　９：００～１７：００
TEL　０５７６－２０―４１４６　FAX　０５７６－２０－４４２５

Mail gero\_yumegurikan@yahoo.co.jp

令和6年4月11日制定